

「川崎市中部リハビリテーションセンター 中部日中活動センター」指定管理仕様書

この仕様書は、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例に基づく川崎市南部リハビリテーションセンター内、中部日中活動センター（以下「当該施設」という。）の管理にあたり標準的な条件を記載したものであり、これを踏まえた効果的・効率的な事業計画・収支予算書を作成してください。この仕様に上乗せする事業計画を提案する場合は、具体的な事業内容・費用見積りを提出してください。

1 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 施設の概要

- (1) 名 称 中部日中活動センター
- (2) 所 在 地 川崎市中原区井田3-16-1
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造2階建て1階部分（令和28年開所、築9年）
- (4) 併設施設 中部地域支援室、中部在宅支援室、中部地域生活支援センター
- (5) 延床面積 1,554.64 m²（供用503.02 m²を含む）
- (6) 施設内容 事務室、作業訓練室、相談室、静養室、多目的室、機械浴室、浴室、脱衣室、男女更衣室、倉庫、食堂、調理室、休憩室、男女トイレ、バリアフリートイレ

3 利用時間・休所日

(1) 利用時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休所日

土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、本市との協議により変更することができます。

4 施設の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、公設の日中活動センターとして様々な障害がある在宅の障害者に対して、入浴・排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、生活能力の向上のために必要な訓練、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等一般就労に向けた支援の提供等を行い、もって利用者の自立の促進や在宅生活の

質の向上を図ることを目的とします。

あわせて、当該施設には、地域の様々な主体の連携拠点として、地域全体の支援やサービスの質の向上に貢献していく役割を果たすことが求められます。

5 利用対象者

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者
- (4) その他指定管理者が当該施設の利用を認めた者

6 管理運営に関する基本的な考え方

本市は、民間事業者が有するノウハウ等が最大限発揮されることにより、上記4で掲げた本施設の設置目的を達成することを管理運営の基本とした上で、本市と指定管理者とが密接に協力・連携し、それぞれが担うべき役割を十分に果たすことで、利用者及び家族等が安心・安全に利用できる環境を整えるとともに、利用者への適切かつ効果的な支援に最大限努めることを求める。

このことを踏まえた上で、指定管理者は、次に掲げる事項に適切に取り組んでください。

- (1) 地域リハビリテーションの趣旨を踏まえ、中部地域の拠点施設として、地域全体の支援やサービスの質の向上に貢献するよう努めることとします。
- (2) 利用者の最善の利益を考慮し、当該施設の効用を最大限に発揮し、利用者の福祉を積極的に増進するよう努めることとします。
- (3) 当該施設の運営管理を行うにあたっては、次の点に留意することとします。
 - ア 利用者の平等な利用を確保すること。
 - イ 個人情報の保護を徹底すること。
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法及び関係法令、政令、省令等を遵守し、管理の質の向上に積極的に取り組むこと。
- (4) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めることとします。
- (5) コンプライアンスや個人情報の保護の徹底に取り組むこととします。
- (6) 利用者の平等な利用を確保するとともに、提供するサービスについては、利用者のニーズを踏まえ、質及び継続性に配慮することとします。
- (7) 本市や地域の関係機関と密接に連携し、利用者の特性を踏まえ、適切な支援を行う体制を整えることとします。

(8) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に取り組むこととします。

7 指定管理者が行う主な業務（※）

（1）障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業：定員20人

介護を必要とする方に対して、主に日中において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うこと。

（2）障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち、同法施行規則第6条の6第2号に規定された生活訓練事業：定員35人

知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うこと。

（3）障害者総合支援法第5条第13項に規定された就労移行支援事業：定員10人

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うこと。

（4）障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業：定員20人

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うこと。

（5）障害者総合支援法第5条第15項に規定された就労定着支援事業

就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用しながら、企業に就職した人を対象に、職場への定着や就労の継続ができるよう、本人からの相談を受けるなど、必要な対応を行うこと。

（6）関係機関のバックアップや、地域拠点として地域全体の支援やサービスの質の向上に資する取組に関するこ

地域の様々な各連絡会などを通して、円滑な地域連携支援体制の構築に向けて取り組むこと。

（7）設置目的を達成するために必要な業務に関するこ

本市の地域リハビリテーションの主旨を踏まえ、事業の設置目的を達成するために必要な業務を行うとともに、地域リハビリテーションセンター内に所在する関係機関と緊密な連携を図ること。

（8）川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関するこ

本市が実施している支援施策との連携については、障害児者支援の中核機関として各種支

援機関と協同・連携を図ることとし、専門的助言やニーズに応じた適切かつ柔軟な対応を行うこと。

(9) 提案内容の確実な履行及び附属機関（民間活用事業者選定評価委員会）における意見等への対応に関すること

本施設の指定管理者選定時における提案内容について、確実に履行すること。

また、選定にあたり実施する民間活用事業者選定評価委員会において、委員からの質問等に回答した内容についても、適切に実施すること。

(※) 今後、法令の改正等により、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、別途本市と協議するものとする。

8 職員配置基準

(1) 職員の配置及び資格等については、本市が定める「川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年条例第68号）及び「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年条例第69号）を遵守するとともに、現行のサービス水準の低下を来たさないよう職員配置を行ってください。

(2) 本市が定める基準に変更が生じた場合は、これに従い見直すものとします。

(3) 職員配置については、同性介助に配慮するなど、利用者の支援が十分に行えるような配置を行ってください。

9 管理・運営に関する費用

当該施設の管理・運営に必要な額とし、各年度について、事業計画に基づき管理運営に必要な全ての経費を見積るものとします。

ただし、経費の見積りにあたっては、次の点に留意してください。

(1) 指定管理期間の収入について

ア 当該施設は、指定管理料と障害者総合支援法による収入（本市独自の加算を含む。）が指定管理者の収入となります。

イ 本市独自の加算については、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準（別紙1）を参照してください。なお、当該基準を今後改正する場合にはこれに準じるものとします。

ウ 指定管理業務を川崎市が本仕様書により示した水準どおり実施する中で、利用料金収入の増加、経費の縮減等、指定管理者の努力により生み出された余剰金は、原則として、精算による返還は求めません。逆に、利用料収入等が減少した場合でも、指定管理料による補填は行いません。

また、原材料費の著しい高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者

しない場合は、別に定める基準により補填可能とします。

(2) 備品類について

ア 本市に属する備品等

開設時に本市で購入した備品及びそれらを買い替えた備品の所有権については、本市に属するものとします。

本市に属する備品の修理や買い替えに要する費用が、40万円未満の場合は、指定管理者の経費で対応するものとします。費用が40万円以上の場合は、本市と協議のうえ、対応するものとします。

イ 指定管理者に属する備品等

指定管理者が管理に必要として調達した備品類・消耗品を指定管理者の経費で購入した場合、所有権は指定管理者に属するものとします。これに係る修理又は買い替えに要する費用は、指定管理者の経費で対応するものとします。

ウ 本市に属する物品は、原則として指定管理者も川崎市物品会計規則第6条及び第11条に従い、本市と同様の管理を行うものとします。

(3) 修繕費の分担の考え方について

ア 大規模な修繕については、本市の大規模修繕計画に従い、本市の負担により行います。

イ 100万円未満の小規模修繕及び指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合の修繕については、指定管理者の負担により行うものとします。

ウ 指定管理者は修繕を行おうとする場合には、原則として本市と協議するものとし、疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で、修繕を実施するものとします。(100万円未満の小規模修繕を除く。)

10 利用者に対する工賃の支払

利用者に対する作業工賃については、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支給することとします。

11 モニタリング・評価等の実施

(1) 事業報告書等の作成及び提出について

指定管理者は、毎年度終了後、翌年度の5月末日までに、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、並びに財産目録等を作成し、本市に提出するものとします。その様式等の詳細については、本市と協議して定めるものとします。

(2) モニタリングの実施について

指定管理者は、サービスの質の確保の確認やサービス改善のため、匿名性を担保した方法で定期的にアンケートを行うことにより、利用者等から意見や要望等を収集し、セルフモニタリングを実施することとします。

また、本市は指定管理者の業務の遂行や実績を確認するため、モニタリングを行うものとします。このほか、本市は、管理の状況について、実地に検査し、また必要な書類の提出を求めることができます。

なお、セルフモニタリング及びモニタリングの詳細については、市と協議して定めるものとします。

(3) 業務報告の聴取等について

市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(4) 実績の評価等

本市は、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書等を基に、指定管理者が事業計画書に基づき提供した業務の適正な実施及びその水準を確認するため、実績評価を行い、評価結果等について本市のインターネットホームページで公表します。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などについて、基準を満たしていないと判断した場合、本市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

これに従わないとき、又は管理継続が適当でないと民間活用事業者選定評価委員会で認めるときは、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定の取消等の措置を講じことがあります。

なお、この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

12 指定管理開始に係る準備と業務の引継ぎ

- (1) 令和8年4月1日からの管理が円滑に行われるよう、管理開始前に本市との協議を積極的に行うこととします。また、利用者に与える影響を十分に配慮し、管理開始前に現指定管理者と十分な引継ぎを行うこととします。
- (2) 指定期間終了に伴う次の管理者への業務引継ぎについては、指定期間終了前（令和7年10月～令和8年3月を予定）に文書及び実務担当者による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は指定管理者の負担とします。
- (3) 指定の取消により、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ場合についても、円滑な引継ぎを実施するとともに、必要な経費は指定管理者の負担とします。

13 安全管理

(1) 事故防止のための環境整備（職員教育、施設点検等）を徹底し、緊急時及び災害時の対応を明確にするとともに、マニュアルを作成することとします。

また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所の表示及び日常的な点検など適切な管理を行うとともに、職員への十分な操作研修を行うこととします。

(2) 事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を本市に報告することとします。

(3) 災害その他の事由によって施設の使用制限をする必要がある場合は、本市に報告することとします。

14 健康管理・衛生管理

利用者に対する日々の健康への配慮（支援の場面、食事提供の場面等）を十分に行うこととします。

また、感染症に対しても、十分な対策を行うとともに、特に職員については、自己管理の徹底が求められるため、より一層の指導を行ってください。

15 第三者評価及び苦情処理等

利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取組を行い、その意向に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備することとします。

また、事業運営に利用者の意見を反映させるため利用者アンケート等を実施し、この結果について事業実績報告に反映させることとします。

16 自動販売機等の設置及び管理等

自動販売機等の設置は施設利用者の満足度向上など当該業務の本旨に反しない範囲と本市が認めた場合、指定管理者は次の条件で設置することができます。

(1) 販売品目は清涼飲料水、茶、コーヒーその他これに類するものとし、酒類、たばこの販売は禁止します。

(2) 指定管理者の責任の元、管理運営を一元的に行ってください。

(3) 販売による収入については、毎年度終了後に本市に報告してください。

17 その他の条件

(1) 指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができます。その場合、市内業者（本市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して

活用することに努めることとします。ただし、全ての業務を一括して再委託することはできません。

(2) 食材や物品等の調達については、市内業者（本市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者の活用に努めることとします。

(3) 作業報酬の支払いに関すること

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象となることから、作業報酬単価下限額を遵守し、台帳の整備、本市への台帳の提出、労働者への周知等の受注者の業務を実施すること。詳細については本市と協議を行うこととします。

(4) 利用者及び家族等の意見の把握及び苦情処理等について

事業運営に利用者の意見を反映させるため利用者アンケート等を実施し、この結果について事業運営に反映させることとします。

また、利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取り組みを行い、その意見に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備することとします。

(5) 近隣の関係機関及び地域住民との連携・交流に努めること。

(6) 施設賠償責任保険に加入してください。

(7) 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における本市の業務の継続性を確保するために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は、運営する事業について業務の継続性の確保に努めるものとします。

(8) 災害時において、本市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、当該施設を使用する必要のある時は、本市の指示により管理を行うものとします。

(9) 情報公開に関し、川崎市情報公開条例に基づき実施機関に準じた措置を講じることとします。

(10) 指定管理者が管理業務を通じて取得した個人情報については、適正に維持管理を行うと共に、必要な保護措置を取ることとします。また、知り得た情報を外部に漏らしたり、当該業務以外の目的で使用することはありません。

(11) その他施設の目的達成のための必要な業務を行うこととします。

(12) 利用者等の人権について十分配慮することとします。

(13) 国及び市の制度改革に伴い、本仕様を変更することがある。

(14) コンプライアンス（法令順守）に関する規程（公表基準を含む）を整備することとします。

(15) 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現（地域包括ケアシステムの構築）の観点を踏まえ、地域における公益的な活動の実施に配慮することとします。

(16) 関係機関との連携を図り、施設運営の向上を図るため、次の機関の会員となるよう努

めることとします。

ア (福) 川崎市社会福祉協議会

イ (福) 中原区社会福祉協議会

ウ (特非) 川崎市障害福祉施設事業協会

エ (特非) 川崎市障害福祉施設事業協会に設置する第三者委員会（苦情解決支援事業）

(17) 南部リハビリテーションセンターを構成する各施設と運営に係る調整委員会を設置し、
一体的な運営を確保した上で、総合リハビリテーションセンター及び施設全体の目的の推
進及び管理コストの軽減が図られるよう努めることとします。

(18) 総合リハビリテーション推進センターの統括・指導のもと、南部・北部リハビリテーシ
ョンセンターとの情報交換を積極的に行い、サービス内容・質の標準化を図るとともに、
支援技術の向上に努めることとします。

18 検査

市は、管理の状況について検査し、必要な書類の提出を求める能够とするものとする。

19 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議を行ない決定するものとす
る。